

## 令和6年度愛媛県働き方改革包括支援プラザ運営事業企画提案要領

### 1 事業の目的

生産年齢人口の減少に伴い人手不足への対応が課題となる中、業務効率の向上や人材の確保・定着を図るため、働き方改革のワンストップ支援拠点として、「愛媛県働き方改革包括支援プラザ（愛称：働<sup>はた</sup>ナビえひめ）」（以下「プラザ」という。）を設置・運営し、県内企業における仕事と育児や介護等の家庭生活が両立しやすい職場環境づくり（以下「両立支援」という。）や、所定外労働の削減、年次有給休暇の取得促進、多様な働き方の導入・定着等の取組みを促進するとともに、幅広く県内企業の機運醸成を図ることを目的とする。

### 2 委託期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

### 3 委託料上限額

8,001千円（消費税及び地方消費税額を含む）

### 4 事業内容等

#### (1) プラザの開設・運営

以下の条件を満たすプラザを開設し、運営すること。

#### ア 開設場所

愛媛労働局が開設予定の「愛媛働き方改革推進支援センター」（以下「センター」という。）と同一場所とする。

#### イ 開所日・開所時間

月曜日から金曜日まで（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く。）の午前9時から午後5時までを原則とする。

なお、利用者の利便性を考慮し、開所時間の延長や土曜日若しくは日曜日又は国民の祝日に関する法律に規定する休日に開所する場合は、あらかじめ県と協議するものとする。

#### ウ プラザ内の構成

プラザ内には、スタッフが常時使用できる机、椅子及びパソコン等の備品類並びに消耗品等を必要数搬入し、備えること。

また、専用のプリンター、電話回線及びメールアドレスを設定し、セキュリティ対策を適切に講じること。

さらに、センターと調整の上、企業からの相談に対応するため、利用者のプライバシーに配慮した相談スペースを確保するとともに、県から提供する労働関係施策のパンフレット等の資料を設置すること。相談スペースは、衝立を設置する等、新型コロナウイルス感染症対策拡大防止の対策の措置を講じること。

#### エ 案内標識等の掲出

来所者向けの案内標識等を掲出すること。

#### オ 賃借料

企画提案時の事業費の見積りにあたっては、事務所の賃借料を月額 10,000 円（税抜）で見込むこと。ただし、実際の事業実施時は、センターと賃貸借料の負担割合について協議の上、賃貸借契約を事務所所有者との間で締結し、本事業に係る賃貸借料を県の委託料から支出すること。

#### カ 光熱水費

企画提案時の見積作成にあたっては、本事業での使用量を見込むこと。ただし、実際の事業実施時は、センターと負担割合を協議し、センターを含めた事務所全体の使用料金のうち、本事業に係る負担額を県の委託料から支出するものとする。

#### キ 事業終了時の原状回復

本事業を終了又は中止したときは、事業実施に伴い準備した物品について、受託者の負担により遅滞なく除却するとともに、施設に対する造作等を原状に復し、不用品の処分を行うこと。

### (2) スタッフの配置

プラザには次のア、イのスタッフを配置し、プラザの開所時間中は、企業からの相談に常時対応できる体制を確保すること。また、ア、イのスタッフとは別に、必要に応じてスタッフを追加配置することも認める。

#### ア マネージャー

プラザの統括、センターとの連絡調整、働き方改革の啓発（働き方改革に資する県や国の施策の周知広報、活用に向けた助言、県が作成した働き方改革取組ガイド・事例集（以下「取組ガイド」という。）等の配布・内容紹介等）を行うマネージャーを 1 名配置すること。マネージャーについては、社会保険労務士又は中小企業診断士の有資格者、企業等において労務管理に相当期間従事した経験を有する者、労働関係法令や両立支援、働き方改革についての知識と企業に対する相談対応や支援業務の従事経験を有する者のいずれかを配置すること。

#### イ 支援員

プッシュ型の働き方改革意識醸成出前講座、労務管理や働き方改革に関する相談対応や助言を行う支援員を 1 名以上配置すること。支援員については、社会保険労務士の有資格者であり、働き方改革に関する企業支援実績を持つ者とする。

### (3) 働き方改革に関する相談対応

プラザへの来所、電話、電子メール、オンラインにより、企業からの働き方改革に関する相談に対応すること。企業が訪問を受け入れる場合は、スタッフの派遣により対応すること。また、愛媛労働局やセンター等の支援機関で対応することが適当と認められる場合には、内容に応じて支援機関の紹介や取り次ぎを行うこと。

対応した相談については、相談内容及び対応等を記載した相談記録簿を作成・整備するとともに、フォローアップを行うこと。また、相談者に対するアンケートを実施し、相談者からの要望・感想を把握すること。

#### (4) プッシュ型働き方改革意識醸成出前講座

企業からの相談を待つことなく働き方改革に課題を抱える企業を訪問し、働き方改革を実行する上で必要となる法律や制度等の基礎的な知識習得を図るための出前講座を実施すること。なお、対象企業の掘り起こしに当たっては必要に応じ経済団体等と連携するほか、出前講座の実施後にはフォローアップも含め事業趣旨に沿って積極的な支援を行うこと。

#### (5) 企業の働き方改革取組状況診断

県から提供する働き方改革に関する取組診断シートを企業に配布し、記入及び提出を求めること。また、記入内容を集計・分析するとともに、企業支援に活用すること。

#### (6) 関係機関による個別相談会の実施

プラザのワンストップ支援機能の充実を図るため、愛媛労働局やポリテクセンター愛媛等の関係機関による個別相談会を定期的に開催すること。

#### (7) 取組ガイドの紹介

県が作成した取組ガイドを企業支援に活用するとともに、企業ニーズ等に応じた掲載事例の紹介を行うこと。

#### (8) 支援先企業へのフォローアップ

相談対応や出前講座の支援先となった企業に対して、働き方改革の進捗と成果（従業員満足度の向上や人材の確保・定着等）について定期的にアンケートを実施し、取組状況を集計・記録するとともに、進捗が芳しくない企業に対して取組成果が出るよう助言を行うとともに、得られた成果を報告すること。

#### (9) 働き方改革に関する施策の周知広報と活用に向けた助言

支援先企業のニーズに合致すると考えられる働き方改革に資する県や国の施策を周知するとともに、活用を積極的に助言すること。

なお、県が開催を予定している「働き方改革推進リーダー養成講座」については、特に奨励する等して多くの企業を参加させること。

### 5 事業の成果目標

(1) 相談対応件数 400 件

(2) プッシュ型出前講座 250 件

(3) 支援した企業のうち、働き方改革の具体的な取組みを実行した企業の割合  
70%以上

### 6 対象経費

#### (1) 経費の内容

委託事業の対象経費は、次のとおりとする。

「人件費」、「旅費」、「需用費」、「役務費」、「委託料」及び「使用料及び賃借料」とする。なお、「備品等」は原則としてレンタル・リースとする。

## (2) 経費の具体例

費目	具体例
人件費	事業に従事したスタッフの賃金、社会保険料等
旅費	企業訪問旅費等
需用費	消耗品費、印刷製本費、光熱水費等
役務費	郵便料、電話料、広告料等
委託料	業務を効率的に行う上で県が必要と認めるもの
使用料及び賃借料	事務所賃借料、機具・備品・会場等の借上料等

## 7 事業計画書及び報告書の提出

- (1) 受託者は、契約締結後速やかに企画提案募集時に提出した企画提案書を基に、具体的な業務内容や実施方法、実施体制、実施スケジュール等を記載した事業計画書を県に提出し、承認を受けること。
- (2) 本事業に従事するマネージャー及び支援員について、業務日報を作成し、この業務日報に基づき、毎月、業務状況報告書を作成し、翌月の10日までに県に報告すること。
- (3) 企業ごとの支援内容について、両立支援や働き方の見直し等の取組状況や支援実施日、対応方法等を記録した台帳を整備し、県が求めた場合は提示すること。
- (4) プラザで相談対応した事案については、相談内容及び対応を記録した相談記録簿を作成し、当月分を翌月の10日までに提出すること。
- (5) その他、県が求めた場合は、委託業務の状況について調査、報告すること。
- (6) 委託業務完了後、契約書に定める実績報告書を提出し、県の検査を受けること。
- (7) 契約書及びこれに添付する仕様書（以下「契約書等」という。）に定めのない事項又は契約書等に疑義が生じた場合には、受託者は速やかに県と協議してその指示を受けること。なお、県は、業務実施過程で契約書等に記載の内容に変更の必要が生じた場合は、受託者に協議を申し出る場合がある。この場合受託者は、委託料の範囲内において仕様の変更に応じること。

## 8 事業の再委託

事業の再委託は原則禁止とする。ただし、専門性等から受託者自ら実施するよりも高い効果が期待できる場合には、あらかじめ県の承諾を得たうえで、事業の一部を再委託により実施することができる。再委託により実施する場合には、企画提案書に再委託する業務内容、再委託の相手方、再委託を行う金額を企画提案書に明記すること。

## 9 著作権の譲渡等

- (1) 本事業の成果物に対する著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）は、県に無償で譲渡すること。また、県並びに県により正当に権利を取得した第三者及び当該第三者から権利を承継したものに対し、著作者人格権（著作権法第18条から20条までに規定する公表権、氏名表示権及び同一性保持権をいう。）を行使しないこと。
- (2) 成果物の素材に含まれる第三者の著作権その他全ての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は委託料に含まれるものとする。

## 10 特記事項

- (1) 事業実施に当たっては、善良なる管理者の注意をもって処理し、事業の目的を達成するために効率的に運営すること。
- (2) 事業実施に当たっては、労働基準法、最低賃金法その他関係法令の遵守を徹底するほか、危機管理意識に基づく健全かつ安全な業務執行を図ること。
- (3) 事業実施に当たり、事故や運営上の課題などが発生した場合には、速やかに県労政雇用課へ連絡すること。